

(別 紙)

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="526 336 712 368" style="text-align: center;">目 次</p> <p data-bbox="145 427 801 451">(注) 簿書様式は、<u>平成19年3月31日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p data-bbox="145 528 293 552">(第1 省 略)</p> <p data-bbox="479 632 757 655" style="text-align: center;">第2 相 続 税 関 係</p> <p data-bbox="145 667 315 691">(1～20 省 略)</p> <p data-bbox="145 699 577 722"><u>20-1 同 (第11・11の2表の付表3の2)</u></p> <p data-bbox="145 730 315 754">(21～69 省 略)</p> <p data-bbox="479 834 757 858" style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p data-bbox="145 871 315 895">(1～19 省 略)</p> <p data-bbox="145 903 815 927">20 贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書</p> <p data-bbox="145 935 1099 991">21 特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細書</p> <p data-bbox="145 1074 338 1098">(第4～11 省 略)</p>	<p data-bbox="1518 336 1704 368" style="text-align: center;">目 次</p> <p data-bbox="1137 427 1794 451">(注) 簿書様式は、<u>平成18年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p data-bbox="1137 528 1285 552">(第1 同 左)</p> <p data-bbox="1473 632 1751 655" style="text-align: center;">第2 相 続 税 関 係</p> <p data-bbox="1137 667 1308 691">(1～20 同 左)</p> <p data-bbox="1137 699 1234 722"><u>(新 規)</u></p> <p data-bbox="1137 730 1308 754">(21～69 同 左)</p> <p data-bbox="1473 834 1751 858" style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p data-bbox="1137 871 1308 895">(1～19 省 略)</p> <p data-bbox="1137 903 1234 927"><u>(新 規)</u></p> <p data-bbox="1137 935 1234 959"><u>(新 規)</u></p> <p data-bbox="1137 1074 1330 1098">(第4～11 同 左)</p>

□□□-□□□□

住所又は所在地(納税地) _____ 第 _____ 号
氏名又は称 _____ 殿 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 税務署長 _____ 印

□□□-□□□□

住所又は所在地(納税地) _____ 第 _____ 号
氏名又は称 _____ 殿 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 税務署長 _____ 印

平成 _____ 年分 税の加算税の賦課決定通知書 (通知用)

平成 _____ 年分 税の平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税 円	納付すべき 減少する	重加算税 円	○ 納付すべき加算税の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
---------------	----------	---------------	-----------	---

2 加算税の計算

	加算税			重加算税		
	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき額減少する	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき額減少する
① 加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/	円 0,000	円 0,000	/
② ①のうち国税通則法第 _____ 条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/			/
③ ①に対する加算税の割合	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	/	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	/
④ ②に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	/	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	/
⑤ 加算税の額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

.....
.....
.....

(資3-10-3-A4統一)

()枚のうち()枚目

(18.12)

平成 _____ 年分 税の加算税の賦課決定通知書 (通知用)

平成 _____ 年分 税の平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税 円	納付すべき 減少する	重加算税 円	○ 納付すべき加算税の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
---------------	----------	---------------	-----------	---

2 加算税の計算

	加算税			重加算税		
	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき額減少する	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	納付すべき額減少する
① 加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/	円 0,000	円 0,000	/
② ①のうち国税通則法第65条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	/			/
③ ①に対する加算税の割合	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	/	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	/
④ ②に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	/	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	/
⑤ 加算税の額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

.....
.....
.....

(資3-10-3-A4統一)

()枚のうち()枚目

(17.12)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

第1表の付表1 (平成十八年分以降用)

この表は、次の①から③に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。

① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	相続開始年月日	平成 年 月 日
	氏名		

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の各の金額)	円	△	円	A
還付される税額 (相続税の申告書第1表の各の金額)	円			

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
※ 整理欄 (記入しないでください。)				
(3) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄
(4) 生年月日	明・大・昭・平	明・大・昭・平	明・大・昭・平	明・大・昭・平
(5) 電話番号				
(6) 承継割合・・・・B	—	—	—	—
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(8) 各人の(7)の合計	円			
(9) (7)の(8)に対する割合 ($\frac{(7)}{(8)}$)	—	—	—	—

6 税額

A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

第1表の付表1 (平18.5)

(資4-20-1-2-A4 統一)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

第1表の付表1 (平成十六年分以降用)

この表は、次の①又は②に掲げる場合に記入します。

① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	相続開始年月日	平成 年 月 日
	氏名		

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の各の金額)	円	△	円	A
還付される税額 (相続税の申告書第1表の各の金額)	円			

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
※ 整理欄 (記入しないでください。)				
(3) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄
(4) 生年月日	明・大・昭・平	明・大・昭・平	明・大・昭・平	明・大・昭・平
(5) 電話番号				
(6) 承継割合・・・・B	—	—	—	—
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(8) 各人の(7)の合計	円			
(9) (7)の(8)に対する割合 ($\frac{(7)}{(8)}$)	—	—	—	—

6 税額

A×B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

第1表の付表1 (平16.5)

(資4-20-1-2-A4 統一)

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第11の2表
(平成十八年分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

Table with 6 columns: ① 贈与を受けた人の氏名, ② 贈与を受けた年分, ③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称, ④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格), ⑤ ④の財産に係る贈与税額(贈与税の外国税額控除前の金額), ⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額. Includes summary rows for ⑦ 課税価格の合計額, ⑧ 贈与税額の合計額, and ⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額.

(注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑨欄にそれぞれ移記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に移記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

Table with 9 columns: ① 贈与を受けた人の氏名, ② 贈与年月日, ③ 相続時精算課税適用財産の明細 (種類, 細目, 利用区分・銘柄等, 所在場所等, 数量, 価額).

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の④欄の金額との欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑩欄の金額の合計額、又は第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細」の④欄の金額を記入します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄
年分
名簿号
税額の有無

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第11の2表
(平成十六年分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

Table with 6 columns: ① 贈与を受けた人の氏名, ② 贈与を受けた年分, ③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称, ④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格), ⑤ ④の財産に係る贈与税額(贈与税の外国税額控除前の金額), ⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額. Includes summary rows for ⑦ 課税価格の合計額, ⑧ 贈与税額の合計額, and ⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額.

(注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額の合計額⑥」欄の金額を記入します。ただし、その財産の中に「特定事業用資産の特例」の適用を受ける財産がある場合には、第11・11の2表の付表3又は第11・11の2表の付表4によりその財産の価額を計算し、その価額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑨欄にそれぞれ移記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に移記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

Table with 9 columns: ① 贈与を受けた人の氏名, ② 贈与年月日, ③ 相続時精算課税適用財産の明細 (種類, 細目, 利用区分・銘柄等, 所在場所等, 数量, 価額).

(注) この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。ただし、「③ 相続時精算課税適用財産の明細」の「価額」欄の金額は、その財産の中に「特定事業用資産の特例」の適用を受ける財産がある場合には、第11・11の2表の付表3又は第11・11の2表の付表4によりその財産の価額を計算し、その価額に基づき記入します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄
年分
名簿号
税額の有無

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である
選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表3
(平成十八年分以降用)

1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細						
この欄は、特例の対象として特定同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。						
法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1株(1口)当たりの時価	② 相続又は遺贈によって取得した株式(出資)の株数等	④ ②のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (5) × $\frac{10}{100}$	⑦ 課税価格に算入する価額 (3) - (6)
	申告期限における役職名	③ 価額 (1) × (2)	⑤ 価額 (1) × (4)			
		円	株・円・口	株・円・口	円	円
			円	円		
合計				A		

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。ただし、選択した特定同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合には、第11・11の2表の付表3の2の①欄又は②欄の金額を記入します。
 2 ⑦欄の金額と⑥欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑤欄の金額の合計額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に記入します。
 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細						
この欄は、特例の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。						
贈与年月日	法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1株(1口)当たりの時価	② 相続時精算課税に係る贈与によって取得した株式(出資)の株数等	④ ②のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等	⑦ 課税価格に算入する価額 (3) - (6)
		役員であった期間(その期間における役職名)	③ 価額 (1) × (2)	⑤ 価額 (1) × (4)	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (5) × $\frac{10}{100}$	
			円	株・円・口	株・円・口	円
		()		円	円	
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
合計					B	

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定受贈同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合には、第11・11の2表の付表3の2の①欄又は②欄の金額を記入します。
 2 ⑦欄の金額と⑥欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑤欄の金額の合計額を第11の2表の「相続時精算課税適用財産(1)の④」の明細の③の「価額」欄に記入します。
 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A + B 円 ← (この金額が10億円を超える場合には、特例の適用を受けることはできません。)

(注) 小規模宅地等の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」の⑤欄の価額を上記「A + B」の金額を限度として、特定(受贈)同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

※の項目は記入する必要はありません

※ 税務整理欄
年 分
名 簿 号

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である
選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表3
(平成十六年分以降用)

1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細						
この欄は、特例の対象として特定同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。						
法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1株(1口)当たりの時価	② 相続又は遺贈によって取得した株式(出資)の株数等	④ ②のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (5) × $\frac{10}{100}$	⑦ 課税価格に算入する価額 (3) - (6)
	申告期限における役職名	③ 価額 (1) × (2)	⑤ 価額 (1) × (4)			
		円	株・円・口	株・円・口	円	円
			円	円		
合計				A		

(注) 1 ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。
 2 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細						
この欄は、特例の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。						
贈与年月日	法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1株(1口)当たりの時価	② 相続時精算課税に係る贈与によって取得した株式(出資)の株数等	④ ②のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等	⑦ 課税価格に算入する価額 (3) - (6)
		役員であった期間(その期間における役職名)	③ 価額 (1) × (2)	⑤ 価額 (1) × (4)	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (5) × $\frac{10}{100}$	
			円	株・円・口	株・円・口	円
		()		円	円	
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
合計					B	

(注) 1 「① 1株(1口)当たりの時価」欄は、贈与の時価を記入します。
 2 ⑦欄の金額に基づき、第11の2表1の「4」②の部分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)欄及び第11の2表2の「④ 相続時精算課税適用財産の明細」の「価額」欄を記入します。
 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A + B 円 ← (この金額が10億円を超える場合には、特例の適用を受けることはできません。)

(注) 小規模宅地等の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」の⑤欄の価額を上記「A + B」の金額を限度として、特定(受贈)同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

※ 税務整理欄
年 分
名 簿 号

特定(受贈)同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細

この表は、相続税の申告期限までに特定事業用資産相続人等が有する特定(受贈)同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。なお、この表は、会社分割等があったつど、特定事業用資産相続人等ごとに記入します。

Table with columns for '被相続人' and '特定事業用資産相続人等'. Rows include 'ア 会社分割等があった特定(受贈)同族会社株式等', 'イ 対応株式に係る法人の名称等', and 'ウ 非対応株式に係る法人の名称等'.

1 会社分割等前株式等総額の計算. Table with columns for 'アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの価額', '会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数', and '会社分割等前株式等総額'.

2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算. Table with columns for '会社分割等時におけるアの法人の資本金等の額', '会社分割等時におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数', '会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数', and '租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額'.

3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算. Table with columns for '会社分割等時におけるイの法人の資本金等の額', '会社分割等時におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数', '会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数', and '租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額'.

4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算. Table with columns for '租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額', '会社分割等時におけるウの法人の資本金等の額', '会社分割等時におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数', '会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は口数', and '租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額'.

5 アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの時価. Formula: (3) × (7) / ((7) + (11) + (15)) ÷ (6)

6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価. Formula: (3) × (11) / ((7) + (11) + (15)) ÷ (10)

7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額. Formula: (3) × (15) / ((7) + (11) + (15))

(注) 1 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の相続開始時又は贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入します。
2 ④欄、⑧欄、⑩欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入します。
3 ⑤欄、⑨欄、⑪欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。
4 ⑦欄、⑪欄、⑬欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。
5 ⑦欄、⑨欄、⑬欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。
6 ⑦欄、⑨欄の金額を第11・11の2表の付表3の「1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄又は「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に記入します。
7 特定同族会社株式等について⑨欄の金額がある場合には、⑨欄の金額と当該特定同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に記入します。
8 特定受贈同族会社株式等について⑬欄の金額がある場合には、⑬欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。

第11・11の2表の付表3の2 (平成十八年分以降用)

※ 税務署整理欄 年分 名簿番号

※の項目は記入する必要があります。

(新規)

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表4 (平成十八年分以降用)

Table 1: 特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細. Columns include: 特例の適用を受ける取得者の氏名, 森林施業計画の認定年月日(認定番号), 所在場所, 立木・土地等の別, 面積, ①立木・土地等の価額, ②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額, ③課税価格の計算に当たって減額される金額(②×5/100), ④課税価格に算入する価額(①-③).

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。 2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。 3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細

Table 2: 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細. Columns include: 贈与年月日, 特例の適用を受ける取得者の氏名, 森林施業計画の認定年月日(認定番号), 所在場所, 立木・土地等の別, 面積, ①立木・土地等の価額, ②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額, ③課税価格の計算に当たって減額される金額(②×5/100), ④課税価格に算入する価額(①-③).

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。 2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。 3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。 A+B 円

(注) 小規模宅地等の特例又は特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」の④欄の価額を上記「A+B」の金額を限度として、特定(受贈)森林施業計画対象山林を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

※の項目は記入する必要がありません。

※ 税務署 整理欄 年 分 名 簿

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表4 (平成十六年分以降用)

Table 1: 特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細. Columns include: 特例の適用を受ける取得者の氏名, 森林施業計画の認定年月日(認定番号), 所在場所, 立木・土地等の別, 面積, ①立木・土地等の価額, ②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額, ③課税価格の計算に当たって減額される金額(②×5/100), ④課税価格に算入する価額(①-③).

(注) 1 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。 2 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細

Table 2: 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細. Columns include: 贈与年月日, 特例の適用を受ける取得者の氏名, 森林施業計画の認定年月日(認定番号), 所在場所, 立木・土地等の別, 面積, ①立木・土地等の価額, ②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額, ③課税価格の計算に当たって減額される金額(②×5/100), ④課税価格に算入する価額(①-③).

(注) 1 「① 立木・土地等の価額」は、贈与時の価額を記入します。 2 ④欄の金額に基づき、第11の2表1の「④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)」欄及び第11の2表2の「③ 相続時精算課税適用財産の明細」の「価額」欄を記入します。 3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。 A+B 円

(注) 小規模宅地等の特例又は特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」の④欄の価額を上記「A+B」の金額を限度として、特定(受贈)森林施業計画対象山林を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

※の項目は記入する必要がありません。

※ 税務署 整理欄 年 分 名 簿

特定同族会社株式等の判定明細

被相続人

1 株式（出資）の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式（出資）の時価総額の合計額 円

「2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細」の「ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）」欄の金額及び「3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2と同一の法人を除きます。）別の明細」の「ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）」欄の金額の合計額を記入します。
20億円以上は、特例適用不可

2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細

法人の整理番号（所轄税務署名）（ 署）	ア 相続開始の時に発行済株式（出資）の総数等	株・円・口
法人名	イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）	円

エ 株主等の状況

氏名（名称） （相続開始の直前において被相続人の親族等である者の氏名に○を付けます。）	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の株数等	② 持株（出資）割合 ①の割合	③ 相続又は遺贈により取得した株式（出資）の株数等	④ 相続又は遺贈による取得後の株式（出資）の株数等 ①+③	⑤ 持株（出資）割合 ④の割合	⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式（出資）の株数等
被相続人		株・円・口	%		株・円・口	%	
その他の株主（社員）							
合計		⑦	100	⑧	100	C	

①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合 **A** % ④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合 **B** %
50%以下は、特例適用不可

オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況

(a) 届出書を提出した年分	平成 年分				
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名					
(c) 届出書を提出した税務署名	署	署	署	署	署
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口
(e) 生前の各贈与の時に発行済株式（出資）の総数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口
(f) (d)/(e)					⑨

⑩ 特例適用限度株数等の計算
⑩ $\frac{2}{3} - ⑨$
⑪ 特例適用限度株数等 株・円・口
ア×⑩

C欄の株数等が⑩欄の株数等を超える場合は、特例適用不可

(注) 1 「イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 「エ 株主等の状況」欄には、株主（社員）である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主（社員）については、「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。
3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5%以上の人が③欄で取得した株式（出資）のうち特例の対象として選択した株式（出資）の株数等を記入します。
4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員（氏名に○を付けた人）の持株（出資）割合の合計を記入します。
5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式（出資）で租税特別措置法第69条の5第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑩欄は「—」となります。
6 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
7 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2と同一の法人を除きます。）別の明細

法人の整理番号（所轄税務署名）（ 署）	ア 相続開始の時に発行済株式（出資）の総数等	株・円・口
法人名	イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）	円

エ 株主等の状況

氏名（名称）	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の株数等	② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式（特定受贈出資）の株数等	③ 贈与年月日	④ 贈与税の申告書を提出した税務署名
		株・円・口	株・円・口		署
その他の株主（社員）					
合計					

(注) 1 「イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。
3 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
4 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

第11・11の2表の付表5（平成十八年分以降用）

特定同族会社株式等の判定明細

被相続人

1 株式（出資）の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式（出資）の時価総額の合計額 円

「2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細」の「ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）」欄の金額及び「3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2と同一の法人を除きます。）別の明細」の「ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）」欄の金額の合計額を記入します。
20億円以上は、特例適用不可

2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細

法人の整理番号（所轄税務署名）（ 署）	ア 相続開始の時に発行済株式（出資）総数等	株・円・口
法人名	イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）	円

エ 株主等の状況

氏名（名称） （相続開始の直前において被相続人の親族等である者の氏名を○で囲みます。）	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の株数等	② 持株（出資）割合 ①の割合	③ 相続又は遺贈により取得した株式（出資）の株数等	④ 相続又は遺贈による取得後の株式（出資）の株数等 ①+③	⑤ 持株（出資）割合 ④の割合	⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式（出資）の株数等
被相続人		株・円・口	%		株・円・口	%	
その他の株主（社員）							
合計		⑦	100	⑧	100	C	

①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合 **A** % ④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合 **B** %
50%以下は、特例適用不可

オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況

(a) 届出書を提出した年分	平成 年分				
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名					
(c) 届出書を提出した税務署名	署	署	署	署	署
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口
(e) 生前の各贈与の時に発行済株式（出資）の総数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口	株・円・口
(f) (d)/(e)					⑨

⑩ 特例適用限度株数等の計算
⑩ $\frac{2}{3} - ⑨$
⑪ 特例適用限度株数等 株・円・口
ア×⑩

C欄の株数等が⑩欄の株数等を超える場合は、特例適用不可

(注) 1 「イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 「エ 株主等の状況」欄には、株主（社員）である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主（社員）については、「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。
3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5%以上の人が③欄で取得した株式（出資）のうち特例の対象として選択した株式（出資）の株数等を記入します。
4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員（氏名を○で囲んだ人）の持株（出資）割合の合計を記入します。
5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式（出資）で租税特別措置法第69条の5第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑩欄は「—」となります。
6 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
7 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2と同一の法人を除きます。）別の明細

法人の整理番号（所轄税務署名）（ 署）	ア 相続開始の時に発行済株式（出資）総数等	株・円・口
法人名	イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時の時価	円
	ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）	円

エ 株主等の状況

氏名（名称）	被相続人との続柄	① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の株数等	② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式（特定受贈出資）の株数等	③ 贈与年月日	④ 贈与税の申告書を提出した税務署名
		株・円・口	株・円・口		署
その他の株主（社員）					
合計					

(注) 1 「イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時の時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。
3 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
4 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

第11・11の2表の付表5（平成十七年分以降用）